

千葉県報

号外
令和7年3月5日

号外第15号

主要目次

○ 告示
知事指定薬物の指定

告示

示

千葉県告示第二百二十四号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）第十一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年三月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 知事指定薬物

- 1 (八R)―N・N―ジエチル―六―メチル―「三―(トリメチルシリル)―プロパノイル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド及びその塩類
- 2 N―メチル―N―プロピルトリプタミン及びその塩類
- 3 五―ニトロ―二―「(四―プロポキシフェニル)―メチル」―「二―(ピロリジン―イール)―エチル」―H―ベンゾ「d」イミダゾール及びその塩類
- 4 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

二 施行期日

令和七年三月六日

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八